

令和2年3月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 令和2年3月5日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 和水町役場 三加和総合支所 庁議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(6名)

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	4 番	本山 圭司	5 番	有働 憲一	
	7 番	内田 耕臣	10 番	亀崎世志矢	

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(5名)

3 番	平山 正光	6 番	石原 由紀	8 番	金栗 孝義
9 番	池田 好博	11 番	上妻美津子		

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(0名)

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(17名)

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁	竹下 周三	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学	渡辺 陽三	

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条事業計画変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(2名)

事務局長 松尾 修(兼庶務係長)

参 事 西川 佳孝

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要
事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和2年3月 和水町農業委員会総会を開会します。

今月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会が成立する最低人数の農業委員のみで開催させていただきます。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11名中6名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

10番 亀崎委員 と 2番 甲斐会長代理に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 52 について説明 ——

申請番号 52 使用貸借権再設定
使用貸借権の設定になります。

申請番号 53 贈与

譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人は、これまで10年間、玉名市で農業をしている譲渡人と夫と3人で農業をされていました。

今回、玉名市で8,807㎡、和水町で1,312㎡の農地を、正式に譲り受けるものです。

申請地は、株式会社ネクサスの県道玉名山鹿線の反対側から南へ100m程にあります。現在、遊休農地ですが、改めて整地し、栗を植栽されるとのこと。

申請番号 54 売買

申請地は、菊水インターチェンジから南へ100m程にある畑で、耕耘してありました。譲渡人は、遠方に住んでいるため、譲受人へ売却されるものです。

申請番号 55 売買

申請地は、竈門の高木牧場の70m程南にある牧草畑です。譲渡人は高齢のため、譲受人は経営する牧場に近いため、売買されるものです。

この案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。今回、議案第3号「農地法第5条 事業計画変更申請について」も、関連がありますので、一括して審議します。

事務局 松尾

— 事務局が、議案第2号申請番号31、議案第3号申請番号4について説明 —
申請番号31 駐車場

関連がありますので、議案第2号 申請番号31と、議案第3号 申請番号4について、一括して説明します。

譲受人は、玉名市で一般貨物自動車運送業を主として営業している会社で、頻繁に利用する高速道路のインターチェンジに近い申請地を、事業用地として転用されるものです。

昨年7月に当初申請で畑を1筆、9月に変更申請で隣接地を2筆、今回、再び変更申請で、隣接地を1筆、転用申請されます。当初計画は、トラック6台の駐車スペースでしたが、運輸省の指導により、所有台数の全ての13台と予備2台分の駐車場を、変更申請されました。

今回、隣接地が譲渡人と相談ができたことにより、予備駐車場2台と転回スペースを確保するために申請されます。

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、7月30日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、北側と東側に農地がありますが、駐車場のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

しかし、事業計画地のちょうど中心部に所有者不明の畑(9.40㎡)があります。所有者を探されましたが、相続人の把握も難しかったとのこと。そのため、当該畑への進入路を設ける計画です。また、調査を継続し、権利者が判明した場合には、同様の転用の希望をされています。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

続いて、甲斐会長代理 の報告をお願いします。

甲斐会長代理

申請番号31について、甲斐 が報告します。
3月3日に、事務局と私で、現地確認を行いました。

申請地は、県道玉名山鹿線の高速度道路をまたぐ諏訪原橋のすぐ北東にある畑で、保安全管理してありました。申請地の北側と東側に畑がありますが、駐車場のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

また、中心部に畑がありますが、先程、事務局から説明があったとおり、問題はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて申請番号 32 について 事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 32 について説明 ——

申請番号32 農家用住宅

譲受人は、農業者で、家族が別途経営している農業法人の農地に農家用住宅をして、転用申請されるものです。

給水については、南側に隣接している妹の自宅のボーリングから給水し、排水は、合併浄化槽を設けて、浄化した後、西側の既存の側溝へ放流されます。

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和3年3月31日までに、完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側に畑はありますが、平屋建てであり、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号32について、甲斐会長代理 の報告をお願いします。

甲斐会長代理

申請番号32について、甲斐 が報告します。

3月3日に、事務局と私で、現地確認を行いました。

申請地は、ふれあい会館の南側100mほどにある畑で、耕耘してありました。給水は、隣の妹宅のボーリングを使用し、排水は、合併浄化槽を設けて、西側の既

存の側溝へ放流されるとのことです。

東側に農地はありますが、平屋建てのため、日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて申請番号 33 について 事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 33 について説明 ——

申請番号33 貯水池

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、現在、申請地一帯で山砂の採取、選別並びに販売を行っている株式会社です。貯水池の用途は、洗砂（砂洗い）です。

貯水池のため、給排水は発生しません。

貯水池の造成時、特に掘削作業時には、土砂の流出が無いように充分配慮されます。

万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるとのことです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、9月30日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲はすべて山林と譲受人所有の雑種地であるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はありません。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号33について、内田委員 の報告をお願いします。

内田委員

申請番号33について、内田 が報告します。

3月3日に、坂本推進委員と私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、内田区の丸美屋から北西へ500mほどのところにある畑で、休耕地でした。

申請地の周囲は、すべて山林と譲受人所有の雑種地であるため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはありません。

審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。議案第2号 申請番号31～33と、議案第3号 申請番号4について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第2号 申請番号31～33と、議案第3号 申請番号4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第2号 申請番号31～33と、議案第3号 申請番号4については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。
申請番号281 は、松尾局長が関与される案件です。

議長 荒木

議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

— 事務局が、申請番号 229～280、282～285 について説明 —

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします

ただ今、事務局から説明がありました。
議案第4号 申請番号 281を除く案件について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
議案第4号 申請番号 281を除く案件 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
議案第4号 申請番号 281を除く案件については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、申請番号281 について、審議します。

松尾事務局長の退室をお願いします。

—— 松尾事務局長 退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号281 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号281 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号281 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号281 については、原案のとおり決定しました。
松尾事務局長の入室を、お願いします。

—— 松尾事務局長、入室 ——

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

20ページを、ご覧ください。
報告第1号 「農地使用貸借契約の解約」が、1件です。
報告第2号 「農地法第18条の解約」が、2件です。
22ページには、議案総括表を掲載しています。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これもちまして、令和2年3月 和水町農業委員会
総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 10番

署名委員 2番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 9頁